

令和元年度守谷市地域包括支援センター運営方針（案）について

1 第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(1) 基本理念

「住み慣れた地域で笑顔で暮らせるもりや」

(2) 基本目標

- ① 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり
- ② 高齢者が元気で自立した生活ができるための支援
- ③ 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供
- ④ 介護保険事業の円滑な実施

2 令和元年度地域包括支援センター運営方針（案）

この基本目標に基づき、今年度の地域包括支援センターの運営方針を次のとおり定めます。

(1) 運営方針（案）

- ① 高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができる「地域包括ケアシステム」構築の推進
- ② 地域包括支援センターの機能強化
- ③ 認知症対策の推進と認知症を地域で支える仕組みづくり
- ④ 介護予防事業の効果的な展開
- ⑤ 生活支援体制整備事業の推進

(2) 重点的取組

①地域ケア個別会議の定期開催

要支援認定者のケアプランに対し医療等の専門職から助言を受ける地域ケア個別会議を定期的で開催します。要支援者の自立支援を目的として介護支援専門員のケアマネジメント支援を行い資質向上につなげます。

また、年間スケジュールを市内の居宅介護支援事業所や介護サービス事業所等に周知することにより、介護支援専門員と併せて介護サービス事業所の職員の参加も促せるよう計画します。

②生活支援体制整備事業（第2層協議体）の推進

まちづくり協議会の福祉部会を第2層協議体と位置付け、地域の

高齢者の課題や情報を共有し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行きます。市内6地区のうち、既に3地区ではまちづくり協議会が設立されており、残りの地区も順次設立を予定していますので、市役所の関係課と設立後の支援体制を協議し第2層協議体の設置を推進します。

また、まちづくり協議会に包括された地域福祉活動計画実行委員会を担当した社会福祉協議会職員を生活支援コーディネーターとして配置し、地域で活動している方と生活支援コーディネーターが情報共有することにより、地域の実情に応じた活動を支援できるようにします。

③認知症対策の推進

ア 認知症サポーター養成の推進

認知症サポーター養成講座を、市内小中学校の他、高校等でも開催できるよう働きかけをし、認知症サポーターの養成に努めます。また、既に講座を修了した方が、地域の実情に合わせた具体的な活動に取り組めるようにするため、新たに認知症サポーターフォローアップ講座を開催します。認知症サポーターのうち認知症関連事業のボランティアに参加する意欲のある方に地域での活動に参加していただきます。

イ 認知症カフェの展開

認知症カフェは、昨年まで市内の介護施設等で順番に開催していましたが、定期的に同じ場所で開催することにより、認知症の利用者の安心感を高め、カフェを広く市民に知ってもらえるように努めます。運営は在宅介護支援センターとの協働により行い、地域住民や既存の団体等を取込み、地域で継続して安定した運営ができるようにします。

ウ 認知症啓発活動の活性化

認知症サポートブックを活用した講座を継続し、認知症についての正しい理解を広めます。また、認知症声かけ模擬訓練を実施し、徘徊している認知症の方を発見したときの声のかけ方や対応を学べるようにします。認知症高齢者本人の気持ちに配慮した声かけや見守り方を習得することにより、認知症高齢者を地域で見守る体制や仕組みづくりにつなげます。

④介護予防事業の取組強化

リハビリの専門職である作業療法士を常勤で雇用し、管理栄養士及び歯科衛生士と連携した地域での予防活動を強化します。具

体的には，市内の全てのサロンやシニアクラブなどへ出向いて介護予防の啓発活動を行います。何らかの支援が必要な方には個別支援につなげて行きます。また，前年度からフレイル予防対策として開催した「あした教室」を拡大して展開します。専門職の適切なアプローチにより，予防を推進し自立支援を促進します。

⑤地域包括支援センターの機能強化

ア 地域包括支援センターの業務委託

令和2年度から，地域包括支援センターを1箇所増設し2箇所とし，民間法人に委託します。公正かつ適正に委託法人を決定するために，公募により募集し，守谷市地域包括支援センター業務委託法人選考委員会において選考します。業務が円滑に移行できるようにマニュアルを作成し事務の引継を行います。

イ 地域包括支援センターの事業評価

国の示す評価指標を活用して業務の状況を把握・評価し，その結果を踏まえて，事業の質の向上のための必要な改善を図っていくことにより，地域包括支援センターの機能強化を図ります。